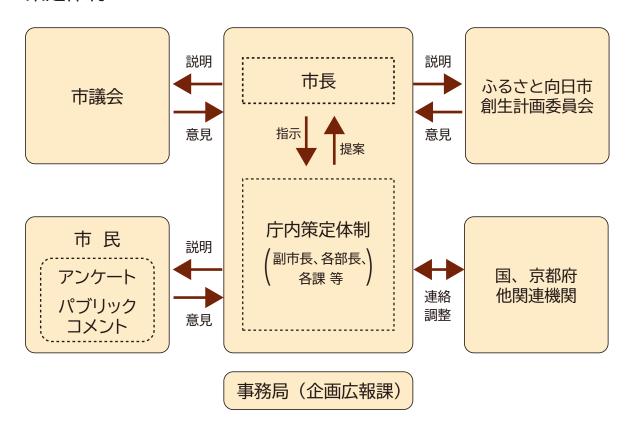
資料編

策定体制



策定経過

令和元年 7月	市民アンケート実施		
8月	令和元年度第1回 ふるさと向日市創生計画委員会		
12月	市議会へ素案提示		
12月	令和元年度第 2 回 ふるさと向日市創生計画委員会		
令和2年 1月	議員全員協議会		
1月	令和元年度第 3 回 ふるさと向日市創生計画委員会		
2月	パブリックコメント		
3月	策定		

改訂経過

令和2年 8月	令和 2 年度第 1 回 ふるさと向日市創生計画委員会		
令和3年 5月	令和 3 年度第 1 回 ふるさと向日市創生計画委員会		
7月	パブリックコメント		
9月	改訂〈令和 3 年度〉		

ふるさと向日市創生計画委員会

(順不同・敬称略)

	氏 名	団体・役職等
委員長	中村智彦	神戸国際大学経済学部 教授
副委員長	髙橋 信吾	向日市商工会 会長
委員	西川 克巳	向日市観光協会 会長
	福田・伸也	京都府山城広域振興局 副局長
	大浦 博昭	京都銀行 向日町支店長
	船倉 哲生	連合京都乙訓地域協議会 (三菱電機労働組合京都支部 書記長)
	山舗恵子	京都リビング新聞社 編集長
	松井 恒夫	市民公募
	大釜 章代	市民公募
	小林 美香	市民公募

令和3年9月現在

ふるさと向日市創生計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 歴史を活かしたふるさと「向日市」の創生を図る「ふるさと向日市創生計画(向日市総合戦略)」(以下「創生計画」という。)の策定及び推進にあたり、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、ふるさと向日市創生計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 創生計画の策定に関すること。
- (2) 創生計画の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内に住所を有する者で、市の募集に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

- **第4条** 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画広報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。



第2次 ふるさと向日市創生計画 〈令和3年度改訂版〉

令和3年9月 発行/向日市

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野20

TEL: 075-874-1347 FAX: 075-922-6587

E-mail: kikakukoho@city.muko.lg.jp



古都のむこう 魅力のふるさと